

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第136号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第193号）  
 犀川辰巳治水ダム貯水池に関連するL3地すべりブロックにおける湛水池より上部の用地買収していない斜面で植生マット工と思われる対策工を施工した根拠を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容  
 不存在決定
- 3 担当課（所）  
 土木部辰巳ダム建設事務所
- 4 異議申立て等の経緯
 

(1) H23. 4. 22 公開請求	(4) H24. 3. 30 諮問
(2) H23. 5. 20 不存在決定	(5) H25. 11. 27 答申
(3) H23. 6. 6 異議申立て	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果  
 不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 （不存在）	<p>異議申立人は、実施機関職員から、犀川辰巳治水ダムのサーチャージ水位に波浪高を考慮した標高133メートルより上部斜面については、用地買収しておらず、対策工を実施するつもりはない、と説明を受けたと主張している。</p> <p>一方、実施機関は、平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）においては、上部斜面についても必要に応じて植生マット工を実施することを設計方針としており、未買収地は対策工を実施しないとするものではなく、本件箇所についても、現地において必要性を判断し発注しており、その理由や根拠を記載した公文書は作成していないと述べている。</p> <p>当審査会において、本件報告書の提示を受けたところ、7.「対策工設計」の7.1「L3末端部斜面对策工検討」の7.1.1「設計条件」の〔1〕「設計方針」において、「サーチャージ水位以上に関しては、…簡易な対策工を実施する」と記載され、7.1.2「対策工の設計」の〔1〕に、この対策工は「植生マット工とする」とされていた。</p> <p>また、本件箇所に係る植生マット工に関する設計書を見分したところ、当初の特記仕様書において、「植生マット工は、…現況法面の浸食状況を確認し、施工範囲を確定する」と記載されており、本件箇所における施工の必要性等の記載は認められなかった。</p> <p>このようなことから、標高133メートルより上部の斜面の本件箇所において、設計方針に基づき植生マット工を実施したが、特段、個別に本件箇所における必要性等を記載した公文書を作成していない、とする実施機関の主張は不自然、不合理とはいえない。</p>

(別 紙)  
答申第136号

# 答 申 書

平成25年11月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年4月22日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 辰巳ダム建設事務所の情報公開実施における個人情報流出に関する処置に係る文書
- (2) 犀川辰巳治水ダム貯水池に関連するL3地すべりブロック（以下「L3ブロック」という。）における湛水池より上部の用地買収していない斜面で植生マット工と思われる対策工を施工した根拠を記載した文書

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成23年5月6日に公開決定等期間延長を行い、平成23年5月20日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

- (1) 処置を行っていないため、請求に係る公文書は存在しない。
- (2) 道路及び法面工の作業上安全確保のため行ったものであり、請求に係る公文書は存在しない。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成23年6月6日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成24年3月30日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 個人情報流出に関する処置について

一部公開決定された情報公開の実施において、非公開とされた個人情報を、職員が可視化できる状態で公開実施したもので、処分の措置が行われていないのであれば、その理由を説明すべきである。

(2) 対策工の施工の根拠について

ア 本件公開請求について

平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）において、標高133メートルまでは法枠工が計画され、それより上部の斜面については、法枠工施工の前に植生マット工によって斜面の安定を図ることが設計されている。

しかし、実施機関職員は、先に施工すべき上部の対策を施工しないまま下部の法枠工を実施した。この点について、実施機関職員に質問したところ、湛水の影響を受ける範囲より上部の斜面については、用地買収していないし、対策工を実施するつもりはないと説明したが、法枠工の上部の湛水しない斜面にも植生マット工が施工されていた。

そこで、用地買収をしていないと言われる箇所に、説明と異なって、なぜ対策工を施工したのか、その根拠を公開請求した。

イ 不存在決定について

公文書不存在決定通知書には、「道路及び法面工の作業上安全確保のため」と記載されているが、この道路はどこにあるのか不明であり、また、法枠工の大半は植生マット工施工前に完了しているので、この理由は成り立たない。更に、用地買収していない斜面に公費による工事を行う理由にもなっていない。

ウ 理由説明書について

実施機関の理由説明書では、現地状況を踏まえ必要に応じて、辰巳ダム建設事務所内で発注したとされているので、その詳細を記した稟議等の書面があるはずである。

また、「用地買収していない施工箇所についても、…必要な場合は、地権者の了解を得て施工した」と記載されているが、今後の維持管理も必要であり、地権者との間で交わされた取決めに関する書面が残されているはずである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書は、L3ブロックの末端部斜面の地形地質状況を確認し、表面崩壊防止のための法面对策工の検討を行ったもので、①「湛水による影響範囲以下は末端斜面のほぼ全面を対象にすることが望ましいこと」（つまり「法枠工」）、②「サーチャージ水位以上に関しては、…、簡易な対策工を実施する」（つまり「植生マット工」）という2点を設計方針としている。

実施機関では、植生マット工について、設計方針を基に工区ごとに発注設計を作成して現地施工を行う時点で、現地の植生の状況等を踏まえ一部表面崩壊部及び表面崩壊のおそれがある部分のみ施工することを基本としている。

異議申立人は、斜面全てに対策工が必要と考えていると思われることから、説明等の中で、原則論として「湛水池より上部斜面は用地買収していないし、…」という実施機関職

員の発言があったもので、未買収地であるから対策工を行わないという意味ではない。

したがって、植生マット工実施にあたっては、その必要性を判断し、例えば、表面崩壊により法枠工の施工にあたって作業上安全確保する必要がある箇所や河川管理道路の通行に影響あるものと判断した箇所について、現地において範囲を決定するものであるため、本件公開請求に係る箇所（以下「本件箇所」という。）の必要性に関する公文書は作成していない。

なお、実際の施工にあたっては、契約が12月であるため、工期が冬季となり、困難となるので、法枠工を先行し、その間、植生マット工箇所はブルーシートにて養生を行っていた。

また、用地買収していない箇所についても、上記の理由等で必要な場合は、地権者の了解を得て施工したものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件諮問の対象について

本件処分は、第2の2に記載のとおり、2つの事項についてなされたものであるが、そのうち、(1)に係る決定については、異議申立人は、異議申立書の「異議申立ての理由」において、「処分が行われていないのであれば、その理由が開示されるべきである」と記載しており、本件処分に対する異議申立てとは認められず、また、実施機関から当審査会へ諮問されていない。

このようなことから、当審査会は、本件処分のうち、(2)に係る処分について検討する。

### 3 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

L3ブロックの標高133メートルを超える斜面で用地買収していない本件箇所に、斜面保護の対策工を実施した根拠を記載した文書である。

### 4 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、実施機関職員から、犀川辰巳治水ダムのサーチャージ水位に波浪高を考慮した標高133メートルより上部斜面については、用地買収しておらず、対策工を実施するつもりはない、と説明を受けたと主張している。

一方、実施機関は、本件報告書においては、上部斜面についても必要に応じて植生マット工を実施することを設計方針としており、未買収地は対策工を実施しないとするものではなく、本件箇所についても、現地において必要性を判断し発注しており、その理由や根拠を記載した公文書は作成していないと述べている。

当審査会において、本件報告書の提示を受けたところ、7.「対策工設計」の7.1「L3末端部斜面对策工検討」の7.1.1「設計条件」の〔1〕「設計方針」において、「サーチャージ水位以上に関しては、…簡易な対策工を実施する」と記載され、7.1.2「対策工の設計」の〔1〕に、この対策工は「植生マット工とする」とされていた。

また、本件箇所に係る植生マット工に関する設計書を見分したところ、当初の特記仕様書において、「植生マット工は、…現況法面の浸食状況を確認し、施工範囲を確定する」と記載されており、本件箇所における施工の必要性等の記載は認められなかった。

このようなことから、標高133メートルより上部の斜面の本件箇所において、設計方針に基づき植生マット工を実施したが、特段、個別に本件箇所における必要性等を記載した公文書を作成していない、とする実施機関の主張は不自然、不合理とはいえない。

## 5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他、実施機関職員の説明や工事施工方法等の不備について主張しているが、当審査会はその当否を審議する立場になく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

## 6 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 3 月 30 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 193 号)
平成 24 年 7 月 4 日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成 24 年 8 月 28 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 25 年 7 月 25 日 (第 241 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 25 年 9 月 17 日 (第 243 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 25 年 10 月 17 日 (第 244 回審査会)	○事案の審議を行った。